

1. 前回委員会でいただいた御意見・御議論の整理と対応等

御意見・御議論の整理	対 応
＜ 医療計画・介護計画の整合性の確保 ＞ ○ 市町村介護担当部局に対し、地域医療構想と医療計画の理解を促す支援をすべき。 ○ 病床機能分化や在宅医療等への移行に伴う介護サービスの追加需要見込みについて、市町村の理解を促進し算定方法を指導すべき。 ○ 医療計画と介護計画の双方に記入すべき事項の整理と、医療部局と介護部局の双方の共通理解の促進を図るべき。	【現在までの対応・取組（今後も継続・強化していく取組等を含む）】 ○ 地域医療構想と介護保険計画の整合性の確保に向けて、平成28年度に、県の介護部局・医療部局・保健所と一部の市町村（介護保険担当部局、地域包括支援センター）の担当者からなる勉強会を立ち上げ、課題の共有と対応の検討を進めてきた。 ○ 9月5日に、市町村の介護保険担当課長等を対象として、地域医療構想と医療計画の説明、介護保険計画への影響、介護サービス量の見込み算定方法等の説明を行った。 【ご意見を受けての、今後の対応（案）】 ○ 市町村介護保険計画におけるサービス見込み量等についての市町村ヒアリングにおいて、地域医療構想の影響分の見込み等を確認している。 ○ 地域包括ケア病棟や在宅支援診療所、訪問看護ST、口腔ケアなど両計画に共通して記入すべき事項を整理し記入していく予定。
＜ 人材の確保及びサービスの質の向上 ＞ ○ 介護現場は元々人材が足りていない。介護人材確保に向けた取組が必要である。 ○ 在宅医療の需要が増えていく中、在宅に携わる医師や看護師が不足しているため、人材の確保が急務である。 ○ 訪問看護ST事業所数は増加しているが、サービスの質の向上と訪問看護に携わる看護師の確保とその資質向上が課題である。	【現在までの対応・取組（今後も継続・強化していく取組等を含む）】 ○ 介護人材の確保対策については、①参入促進、②資質の向上、③労働環境・処遇の改善の3つの視点により、様々な事業を実施。今後も、医療介護総合確保基金を活用し、取組の充実を図る。 ○ 訪問看護師の確保と人材育成については、訪問看護ステーション協議会等と連携しながら、様々な取組※を実施。今後も、同基金を活用し、現場の声をお聴きしながら、効果的な取組を企画し実施する。 ※人材育成研修の開催、未経験者を雇用する訪問看護STへの支援、協議会による研修会の開催、訪看ST間の連携支援、他職種との連携支援、小規模訪看ST支援、訪問ST管理者研修会の開催等 ○ 在宅医療提供体制の確保について、訪問診療への新規参入を促進する取組を、県医師会とともに検討しながら進めている。 （在宅医療入門研修、在宅医療同行研修等）

1. 前回委員会でいただいた御意見・御議論の整理と対応等

御意見・御議論の整理	対 応
〈 高齢者を地域で支える地域づくりと仕組みづくり 〉 ○ 地域包括ケアシステムを支える地域リーダーの育成が必要。 ○ 地域の中で高齢者が高齢者を支える仕組みづくりを促進すべき。 （ボランティアのみに期待するのではなく、責任ある「担い手」 としての社会参加を促進する仕組みづくりも必要） ○ 高齢者が活躍できる仕組みづくりが重要。	【現在までの対応・取組（今後も継続・強化していく取組等を含む）】 ○ 地域包括ケアシステム構築のモデルとなる市町村の取組を補助金等により支援している。地域のサポーターやリーダー養成を行うなどの事例を他市町村に情報提供することで横展開を図る。 ○ 高齢者の地域貢献活動や社会参加を促進するために、 ①機会の創出（仲間づくりも含む）支援、②マッチング支援、③ノウハウ習得のための支援（研修会等）等の視点を踏まえ、各種の取組※を実施。 ※老人クラブに対する活動助成、地域貢献活動のための起業助成、起業に向けたコンサルティング、シニアリーダー等の人材バンクの運営等 【ご意見を受けての、今後の対応（案）】 ○ 地域の中で高齢者が高齢者を支える仕組みづくりについては、介護保険制度の中の「介護予防・日常生活支援総合事業」の多様な主体によるサービスの実施体制づくりの中で、高齢者の参加促進を、市町村の協力を得ながら検討していく。 また、高齢者が参加している高齢者団体やNPO法人と連携しながら、仕組みづくりを検討していく。 マッチング支援については、既存の人材バンクのPRに努めるとともに、内容の充実を図る。
〈 介護サービスの地域差の解消 〉 ○ 市町村における介護サービスの地域差を是正すべき。	【現在までの県の対応・取組（今後も継続・強化していく取組等を含む）】 ○ 介護保険事業関係の各種データ（認定率、サービス給付、健康寿命等）の地域差を県で分析しそれを市町村に提示する取組を実施。また、県内外の先進事例、県内市町村の取組の地域差等についても市町村に提示する取組を実施。 これを通して、市町村が地域差の解消を促進するとともに、取組の充実を図る。 ○ 介護サービスの質の向上を図るため、市町村に対して、介護保険サービス事業所への指導監査ノウハウ研修会の開催、必要な介護サービス事業所を誘致するノウハウ研修会の開催等を実施。
〈 施設サービスの整備床数の精査について 〉 ○ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備については、十分精査して必要床数を見込むべき。	【ご意見を受けての、今後の対応（案）】 ○ 特養待機者、高齢者単身世帯の動向、生活保護世帯の実態及び各市町村による各施設利用者見込推計等を参考に、今後適切に必要な床数を見込む。
〈 そ の 他 〉 ○ 高齢化も課題だが、少子化対策も重要。	【現在までの県の対応・取組（今後も継続・強化していく取組等を含む）】 ○ 国、地方自治体、民間すべてに課せられた課題であるが、県としては、子育て支援等の施策を引き続き実施していく。 2 / 2 ページ